

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

- 一 消費者庁等の県内への移転を推進するための課題解決に向けた総合的調整を行うため、消費者行政推進課を設置することとした。
- 二 広域連合や知事会議など広域的な連携を図るための体制を強化するため、総合政策課に広域連携室を設置することとした。
- 三 より安全で安心なネットワーク・セキュリティを戦略的に構築するため、情報システム課を情報戦略課に改組することとした。
- 四 関西広域連合の関連業務、地域医療の再生及び災害医療等の広域的医療に関する課題に迅速かつ的確に対応するため、医療戦略推進室を改組し、広域医療課を設置することとした。

五 働き方の改革等の戦略的な推進によりあらゆる世代の就労を支援するため、労働雇用課を労働雇用戦略課に改組することとした。

六 海外販路の拡大や外国人観光客の積極的な誘致を一層推進するため、国際戦略課を国際企画課に改組することとした。

七 国際化に対応した生産販売対策を一層推進し、県産農林水産物の更なる輸出の拡大を図るため、六次化・輸出戦略室を輸出・六次化推進室に改組することとした。

八 県産材の更なる増産と利用の拡大に向けた取組を推進するため、次世代プロジェクト推進室を新次元プロジェクト推進室に改組することとした。

九 陸上交通、海上交通及び航空交通の体系的な整備による国内外からの人の交流や物流を一層促進するため、交通戦略課を次世代交通課に改組することとした。

十 一元的な窓口機能の向上を図り、より親しみやすく利用しやすい相談体制を構築するため、監察課に県民ふれあい室を設置することとした。

十一 その他本庁、本庁構成機関及び東部各局の内部組織及び職制等について、所要の改正を行うこととした。

十二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第四十四号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

- 1 徳島県会計規則
- 2 徳島県公有財産取扱規則
- 3 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 4 徳島県公舎管理規則
- 5 徳島県職員被服等貸与規則
- 6 徳島県物品購入審査委員会規則
- 7 徳島県県有車両管理規則
- 8 徳島県公文書管理規則
- 9 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第四十五号）
- 一 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。